平成２７年（フ）第１６４号
鹿児島県鹿児島市清和１丁目５番６号　大崎平マンション203号
債務者　景井歩浴希
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２１３号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘５丁目16番地１　ハイツ明203号
債務者　小田　優希
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２２８号
鹿児島県西之表市西之表7680番地２
債務者　山田　郁樹
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２３７号
鹿児島県鹿児島市武１丁目29番22号　第２濱田ビル401号
債務者　内村　廣昭
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２４６号
鹿児島県鹿児島市西田３丁目27番18号　中島コーポ102号
債務者　平田　仁史
1　決定年月日時　平成27年７月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１３５号
長野県松本市石芝３丁目５番28号　松本昭和ビル203号
債務者　西村　　孝
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１００号
島根県雲南市三刀屋町三刀屋1230番地63　三刀屋団地38号室
債務者　佐々本茉紀
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１０号
徳島県吉野川市鴨島町飯尾550番地９
債務者　岡田なつ子
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８７号
富山市西荒屋91番地１　ラトゥール・ボワ101号
債務者　宮本　良美（旧姓小倉）
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４７号
福井市順化１丁目14番５号　Ｂ・Ｋビル４Ｆ401号
債務者　林　　明雄
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１５８号
福井市松本１丁目41番４号　県営住宅町屋団地24号館402号室
債務者　藤村リザパルセこと　ＦＵＪＩＭＵＲＡ　ＬＩＺＡ　ＰＡＬＣＥ
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６８号
福井県鯖江市柳町４丁目２番28―１号
債務者　金子　善昭
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１７０号
福井市三留町第39号８番地
債務者　佐々木光二
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１５号
福井県敦賀市松島町10番24、住民票上の住所
福井県敦賀市新保27号14番地
債務者　山本　宏美
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２７年（フ）第２６号
兵庫県宍粟市一宮町西安積178番地
債務者　中村さちこ
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２７年（フ）第３５号
兵庫県淡路市志筑新島６番地21　新島ハイツ202号
債務者　幸野由利子
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係